

市プレミアム付商品券のお知らせ

消費税率の引き上げによる影響を緩和するために、市・県民税非課税の人や平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子がいる子育て世帯に、プレミアム付商品券を10月1日(火)から販売します。詳細については、9月頃に市ホームページ等でお知らせします。

◎購入引換券の交付申請受付を開始します

■対象者：市・県民税非課税の人（生活保護受給者等を除く） ※対象者には申請書を送付します。なお、子育て世帯分の申請は不要です。9月下旬以降に購入引換券を送付します。

■申請期間：郵送…7月29日(月)～11月29日(金)〈消印有効〉 窓口(第2庁舎1階)…8月5日(月)～11月29日(金)

■窓口受付時間：午前8時30分～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く

■その他：交付申請について詳しくは、市コールセンター(☎0570-010-979〈午前8時30分～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く〉)へ。

◎使用可能店舗を募集します

■募集期間：7月16日(火)～31日(水)

■応募資格：市内の小売店舗等

■その他：応募方法など詳しくは、市商品券事務局(☎537-5200〈午前10時～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く〉)へ。

☎ 商工労政課(☎537-5724)

市民プールをオープンします

無料

- 家島西児童公園プール(大字家島)
- 大在公園プール(大字横田)
- 植田ふれあい公園プール(大字上宗方)
- 向原公園プール(向原沖二丁目)
- 三佐仲よしプール(三佐四丁目)
- 期間・時間：7月20日(土)～8月30日(金) 午前10時～午後5時

☎ スポーツ振興課(☎537-5650)



市公式アプリをご利用ください

ごみ収集情報や市ホームページの最新情報を受け取れるほか、公共施設等で使えるクーポンや市無料公衆無線LANへの接続機能等が利用でき、英語や中国語などにも対応しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

アプリのダウンロードはこちらから



iOS版



Android版

中心市街地への出店・イベントの開催を支援します

中心市街地の活性化を図ることを目的に、事業を実施する個人・法人、団体を補助します。

まちなか出店支援事業	
補助率	2分の1
補助限度額	事業者…100万円 商店街団体…150万円

※改装費・備品購入費・広告費が対象

イベント開催事業	
補助率	3分の2
補助限度額	80万円

■その他：☎ 実施前の申請が必要です。詳しくは、商工労政課(本庁舎9階 ☎537-5959)へ。

第15回市民いっせいがみ拾いにご参加ください

- 月日：8月4日(日) 早朝1時間程度
- 対象ごみ：●可燃ごみ…たばこの吸い殻、ペットボトル、草刈りした雑草など ●不燃ごみ…缶、ビンなど

■その他：集合場所・時間は各自治会の回覧などで確認してください。また、粗大ごみ、家電リサイクル製品、袋に入っていない草刈りごみは当日回収できません。

☎ 市民協働推進課(☎537-7251)

栄養成分表示の速やかな切り替えを

平成27年4月1日に施行された食品表示法により、一般用加工食品の栄養成分表示が義務付けられています。関連事業者は速やかな表示の切り替えに努めてください。

■経過措置期限：令和2年3月31日(火)

☎ 保健所健康課(☎536-2517)

お知らせ

台風接近時のごみ収集

ごみ収集(可燃・不燃・資源)は、原則実施します。ただし、台風の進路などにより、収集時間の変更や収集の中止もあります。中止する場合は、収集日の前日午後3時から自治会宛て連絡を行うとともに、市ホームページにも掲載します。

また、台風接近時は強風によるごみの散乱も考えられますので、今回の収集日に出すようにお願いします。

☎ 清掃業務課(☎568-5763)

未登記家屋の所有者が変わったときは届け出を

未登記の家屋は、売買・贈与・相続などで所有者が変わったときは届け出が必要です。届け出がない場合、前所有者に課税されますので、早めに届け出を済ませてください。

☎ 資産税課(☎537-7291)

東部資産税事務所(☎527-2132)

西部資産税事務所(☎541-1406)

子育て支援課からのお知らせ

①☎537-5793 ②☎537-5796

①児童手当の現況届の提出はお済みですか
児童手当を受給している人は、6月に送付した現況届を提出しなければ6月分以降の手当(10月期振込分)を受け取ることができません。まだ現況届を提出していない人は早急に提出してください。なお、現況届を紛失した人や届いていない人は連絡してください。

②ひとり親家庭等に医療費を助成しています

■対象：●18歳までの児童を養育している「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に規定する母子(父子)家庭の母親・父親 ●その母親(父親)に養育されている18歳までの児童 ●父母のいない18歳までの児童

※児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日までです。所得制限があります。

■その他：家庭の状況に応じて申請に必要な書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。

市民図書館からのお知らせ

「図書館を使った調べる学習コンクール」入賞作品展示
期間：7月20日(土)～8月25日(日)
場所：市民図書館(J:COM ホルトホール大分内)
※7月8日(月)・22日(月)は休館日

無料



図書館体験ツアー
普段は見ることができない図書館のバックヤードを探検してみませんか。
日時：7月25日、8月1日・8日・15日・22日(木曜日)
午前11時～、午後2時～
集合場所：市民図書館2階入口前(J:COM ホルトホール大分内)
対象：中学生以下(未就学児は保護者同伴)
定員：10人(当日先着順)

無料

☎ 市民図書館 ☎576-8241

このコーナーでは、市民図書館が所蔵している新刊を紹介しします。

図書館だより



ふしぎ?びっくり!ことばの由来 博物館(いきもの)の由来

山下 暁美:文 たじま なおと:絵 ほるぶ出版

「海月」という漢字は何と読むか分かりますか。ヒントは、海中で漂っている月のような丸い生き物です。この本には、動物や魚など生き物に関する「ことば」の由来が書かれています。身近な「ことば」の由来を楽しく学ぶことができます。

ニュージーランドラグビーが教えてくれた「人間力」の高め方

竹内 克:著 ベースボール・マガジン社

ニュージーランドで選手やコーチとして25年間、さまざまな経験を積みニュージーランドがなぜ強いのかを学んだ著者が、ラグビーのスキルだけでなく文化や歴史、環境にこそ強さの秘密があると伝えています。ビジネス書としても読める1冊です。



人権・同和教育シリーズ 488

人の生き方を考える



暮らしの中で...

先日、わたしは友人とレストランで食事をしました。食事をしていると、レストランの入口で、犬を連れてきた客が店員と何かを話しているのが見えました。きっと店員が犬の入店をお断りしているのだと思います。しかし、店員はその客の肘に手を添え、犬も一緒に席へ誘導したのです。

友人に「ここはペット同伴では入れない店だったわよね。わたし以前、断られたことがあったもの。どうしてあの人だけ犬を連れて入ったの?何か納得がいかないわ」と小声で言いました。

それを聞いた友人は「ペットじゃなくて、盲導犬じゃないのかな」と言ったのです。

「盲導犬もペットだよ」とわたしは反論しました。ところが、友人は「それは違うと思うわ。わたしも以前はあなたと同じように思っていたの。でも、ある出来事で気付いたの」と言い、その時のことを話し始めました。

「わたしがバスに乗っていたら、大きな盲導犬を連れて客が乗ってきたの。すると、乗客の一人が『なんで犬を乗せるんだ』と運転手に不満を漏らしたの。運転手は『その犬は、盲導犬です。ペットではありませんよ。盲導犬は、こちらの方の大切な眼なんじゃないですかね』と投げ掛けたの。運転手の言葉で不満を漏らした乗客も気付いたようだったわ。もちろん、わたしも」と友人は言いました。

友人の話にわたしは、はっ…としました。わたしは眼鏡を掛けています。もし「その眼鏡を外して入店してください」って言われたらと考えると…。自分の考え方が間違っていたことに気が付きました。

盲導犬も眼鏡も、欠かせない生活の一部です。知ろうとすること、気配りすること、自分もみんなも豊かな生き方ができるのだと思いました。

わたしたちは、さまざまな人との出会いやそこで得られる体験で想像力が身に付いていきます。相手の思いを自分のこととして感じられるようになれば、また違う見方ができるのではないのでしょうか。

※2016年4月に「障害者差別解消法」が施行されています。